

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月11日

佐賀県公安委員会委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第1号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(生活安全企画課)</p> <p>第10条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関する<u>こと。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。</u></p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p>第10条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関する<u>こと（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関する<u>こと（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関する<u>こと（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。</u></p> <p>(12) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関すること（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(13) <u>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p>

改正前	改正後
<p>(12)・(13) 略</p> <p>2 生活安全企画課に、安全・安心まちづくり推進室を置く。</p> <p>(1) 安全・安心まちづくり推進室は、前項第2号及び第3号に掲げる事務のうち安全・安心なまちづくりの推進に関する事務並びに同項第10号及び第11号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略 (生活環境課)</p> <p>第12条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 特許権、商標権等の工業所有権及び著作権を侵害する事犯そ</p>	<p>(14) <u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施行に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(15) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)の施行に関すること(少年課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(16)・(17) 略</p> <p>2 <u>生活安全企画課に、許可事務管理室を置く。</u></p> <p>(1) <u>許可事務管理室は、前項第6号、第8号、第9号及び第12号から第15号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(2) <u>許可事務管理室に、室長を置く。</u></p> <p>(3) <u>室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。</u></p> <p>(4) <u>室長は、命を受け、許可事務管理室の事務を掌理する。</u></p> <p>3 <u>生活安全企画課に、安全・安心まちづくり推進室を置く。</u></p> <p>(1) 安全・安心まちづくり推進室は、第1項第2号及び第3号に掲げる事務のうち安全・安心なまちづくりの推進に関する事務並びに同項第10号及び第11号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略 (生活環境課)</p> <p>第12条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 特許権、商標権等の工業所有権及び著作権を侵害する事犯そ</p>

改正前	改正後
<p>他の無体財産権関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p><u>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行に関すること。</u></p> <p><u>(10)・(11) 略</u></p> <p>(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活環境課に、生活環境指導官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活環境指導官は、命を受け、<u>第1項第2号から第6号まで、第10号及び第11号に掲げる事務をつかさどる。</u></p>	<p>他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p><u>(9)・(10) 略</u></p> <p><u>(11) 質屋営業、古物営業、警備業及び探偵業に係る犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活環境課に、生活環境指導官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活環境指導官は、命を受け、<u>第1項第1号から第6号まで及び第9号から第11号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。